



# 鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)  
号外第49号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(22)(職員課).....	1
	知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(23)( ).....	2
	職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(24)( ).....	3

### ——— 公布された規則のあらまし ———

#### 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

- 1 調整課の分掌事務に個別労働関係紛争に係るあっせんに関する事務を加えることとした。(第3条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

#### 知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 1 知事等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

#### 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に用地専門員、用地主幹及び精神保健福祉士を加えることとした。(別表関係)
- 2 事務吏員をもって充てる職に税務専門員及び税務主幹を加えることとした。(別表関係)
- 3 この規則は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第22号

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程（昭和27年鳥取県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(各課の分掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>審査課 略 調整課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 労働争議（労働関係調整法第6条に規定する労働争議をいう。以下同じ。）の発生届及び公益事業の争議行為予告通知の受理に関すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第4条第1項の規定によるあっせんに関すること。</p> <p>(9) 労働争議の調整又は前号に規定するあっせんを行うために必要な情報資料の収集整理及び保存に関すること。</p> <p>(10) 略</p>	<p>(各課の分掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>審査課 略 調整課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 労働争議の発生届及び公益事業の争議行為予告通知の受理に関すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 労働争議の調整を行なうために必要な情報資料の収集整理及び保存に関すること。</p> <p>(9) 略</p>

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第23号

知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

知事等の退職手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第9条の規定に基づき、知事、副知事、出納長、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、知事、副知事、出納長、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第24号**

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職                  部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）・副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・事務局長・参事・主査・検査監・検査専門員・<u>用地専門員</u>・課長補佐・室長補佐・局長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主任監察員・<u>用地主幹</u>・主計員・係長・企画員・<u>大山地域振興企画員</u>・副主幹・監察員・秘書・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・<u>精神保健福祉士</u>・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・<u>現業主幹</u></p> <p>(2) 事務吏員をもって充てる職</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職                  部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）・副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・事務局長・参事・主査・検査監・検査専門員・課長補佐・室長補佐・局長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主任監察員・主計員・係長・企画員・<u>大山地域振興企画員</u>・副主幹・監察員・秘書・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・<u>現業主幹</u></p> <p>(2) 事務吏員をもって充てる職</p>

事務長・寮長・副出納長・税務専門員・事務次長  
・税務主幹・専門員・査察指導員・身体障害者福祉  
司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福  
祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・  
児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児  
童生活支援員・保育士長・保育士・プログラマ・守  
衛長・副守衛長・用務主任・守衛・現業主事・用務  
員・寮母・寮父・医療計算士

(3) 略

事務長・寮長・副出納長・事務次長・専門員・査  
察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・  
児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・  
心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児  
童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長  
・保育士・プログラマ・守衛長・副守衛長・用務主  
任・守衛・現業主事・用務員・寮母・寮父・医療計  
算士

(3) 略

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。